内容: 兵庫県を含む2府5県に緊急事態宣言が発令されることを受け、新型コロナウイルス感染症に 係る兵庫県対処方針の改定を踏まえ、市の対応について決定しました。

- ① 市民に向け不要不急の外出自粛を周知する。特に若者に向けた20時以降の自粛を呼び掛ける。
- ② 県の要請により、市の施設の使用制限に関して、感染防止対策を徹底し、20 時までの開館時間の短縮を行う。期間は、1月14日から2月7日までとする。
- ③ 生涯学習施設(公民館等)・社会体育施設(体育館、グラウンド等)・南山活性化施設ミナクル等は、兵庫県対処方針の規定に準じ、貸館時間を 20 時までとし、利用者数の制限を定数の 1/2 以内とする。

窪田隣保館は、通常時間(8 時 30 分から 17 時 15 分まで)で開館。(感染症対策を強化)

## 4 図書館

館内利用として、座席数を 1/2 に減らして開館しているところ更に座席数を減らし対応を行う。 また、貸出し冊数を 2 週間で 10 冊のところ 3 週間で 30 冊として、来館者を減らす対応を行う。

## ⑤ 指定管理施設

温浴施設(滝野温泉ぽかぽ・東条福祉センターとどろき荘)は、営業時間を 20 時までとすることを要請。

福祉センター、文化会館は、兵庫県対処方針の規定に準じ、貸館時間を 20 時までとし、利用者数の制限を定数の 1/2 以内とすることを要請。

アクア東条、やしろ鴨川の郷は、通常時間(9時30分から17時30分まで)で開館。また、やしろ鴨川の郷のレストランは、営業時間を20時までとすることを要請。

## ⑥ 児童館

原則、外出禁止としている。相談については、電話での対応で行う。

⑦ 学校に関しては、校外活動は中止又は延期で対応を行う。マラソン大会や参加日については、

保護者の来場を中止する。部活動については、兵庫県対処方針の規定に準じて実施する。

- ⑧ 職員の出勤抑制に関しては、在宅勤務又は時差出勤により対応を行う。
- ⑨ イベント・会議に関しては、参集する人数の制限や書面決議により開催を検討する。夜間の会議については、20 時以降の外出自粛のため開催を中止する。

以上のとおり決定しました。